

石橋忍月研究余録

嘉 部 嘉 隆

昭和五十一年より刊行予定の、日本近代文学館編・講談社発行『日本近代文学大事典』に、「石橋忍月」の項を執筆することを依頼されたのを機会に、徹底的に忍月に関して調べ直してみることにした。調査はまだ中途であるが、従来の研究の誤りを正すことができた点もあり、新しい事実を若干明らかにできた。

また、文献的に裏付けの出来ていなかった推測を、文献によって確認できたものもある。事典の解説には枚数の関係もあって必ずしも十分に調査の結果を盛り込めたとはいえないので、ここに報告したい。

忍月の伝記に触れた主な文献は次のとおりである。^(注1)

- ① 石橋忍月評論集(岩波文庫 昭14) 解説 石橋貞吉執筆
- ② 石橋忍月の金沢時代(『文学・語学』第二十四号 昭37・6)
藤田福夫
- ③ 石橋忍月(『朝日ジャーナル』昭37・6) 山本健吉
- ④ 石橋忍月(『近代文学研究叢書』24) 昭和女子大学近代文学

研究室編 昭40・11) 本文・高橋由美子執筆、年表・菅原乙子編

⑤ わが家の百年——批評家、高等官試補に失落す(『中央公論』昭42・3) 山本健吉

⑥ 明治の文学者の一経験(『季刊芸術』昭42・4) 山本健吉

⑦ 石橋忍月年譜(『日本現代文学全集』8) 講談社 昭42・11)
榎本隆司・畑実編

⑧ 年譜「石橋忍月」(『明治文学全集』23) 筑摩書房 昭46・8)
栗林秀雄編

以上の八種は、これを引用する場合、題名などを省略し、①⑧という番号で示すことにする。^(注2)

まず、忍月の生年月日について。これには二説ある。従来は慶応元年十一月二日ということになっていた。管見のかぎりでは、これは新潮社『日本文学大辞典』(昭9)所収「石橋忍月」(柳田泉氏執筆)によって定着した説と思われる。ところが④において慶応元

年九月一日説が出て来た。従来の説が何に依拠しているのか詳にしないが、④の根拠は多分、現福岡県八女市に残る、忍月の除籍謄本であろう。これにははっきりと「慶応元年九月吉日」と出生年月日が明記されている。九月一日説はその後⑦によって受けつがれ、⑧もこの説を踏襲している。しかし、一方、長谷川泉氏（『現代日本文学大事典』明治書院 昭40）や吉田精一氏（『新潮日本文学小辞典』昭43）などは依然として十一月二日説を採っている。肉親である山本健吉氏は、①でも、また『近代日本文学辞典』（東京堂 昭29）においても十一月二日説を採っているが、⑦の付記によれば、⑦の作製にあたって、山本健吉氏より資料の提供を受けた由でもあり、④または⑦発表後の山本氏の見解は不明である。

戸籍に記載された生年月日と実際とが異なるということはよくあることである。しかも生年が戸籍編制以前であるとすれば、戸籍の記載を全面的に信用することは出来ないであろう。しかし、反面、何らかの目的がなければ、戸籍を故意に偽わる必要もないわけである。^(注3) それにしては肉親の間でさえ十一月二日生まれと思われていたということ（その間には、当然戸籍を見ることもあったと思われるが）が、どうも九月一日説に統一できない、何らかの理由があるのであろう。いずれともきめ難いが、筆者はとにかく資料を重視して九月一日説を採りたい。

次に出生地であるが、これはほとんど問題はなさそうである。『日本文学大辞典』および①は、「福岡県八女郡豊岡村湯辺田」となっており、④⑦⑧は「福岡県上妻郡湯辺田村」となっている。

『日本文学大辞典』および①は、これらの執筆当時の地名表示に拠っており、④⑦⑧は除籍謄本の本籍によるものと思われる。除籍謄本の本籍は「福岡県上妻郡湯辺田村六百七十六番地」となっている。（ただし、この除籍謄本は、戸主が石橋正蔵のものである。^(注4)）厳密に言えば、慶応元年には、まだ福岡県という名称は存在しないから筑後国というべきであろう。

もつとも、忍月は養元の養子であるから、正蔵の本籍地が出生地とは言えないのではないかという疑問も残る。忍月が養元の養子になった当時、養元はどこに住んでいたのだろうか。⑤によれば「忍月が養子に行った養元は（中略）福島で内科医を開業していた」とあり、⑥では「友吉の幼年時代に、茂は死んで、彼は茂の弟養元の養子となった。^(注5) 養元も医で、同郡福島町で開業していた」ということである。

忍月の父、茂あるいは祖父、意仙に関しては、ほとんど不明である。除籍謄本が相互に矛盾していたり、かんじんなどところが抜けていたり、事実としてはおかしいところがあったりする。（この点については後述する）従来の年譜や伝記は、こういうことには類かぶりしてしまっている。山本健吉氏は⑤で「松次郎伯父の娘しずえ（中略）は湯辺田に墓参りに帰ったが、意仙が丘という小さな丘上にある墓はたいそう荒れていて、村ではもう石橋の家のことを知る者が少なくなったことを歎いていた。石橋家の百年を語ろうとすれば、まず古いところの手がかりは、この墓と寺（福島にある）の過去帳ぐらいなものだろう」と述べている。福島にあるという寺がど

こであるのか問題だが、もし⑤の附記にある無量寺院のことだとすれば、無量寺院の過去帳では、意仙や茂のことはわからないようである。無量寺院住職三浦長栄氏にお願いして、過去帳を調べてもらったが、それによれば安政元年まで溯っても、意仙も茂も過去帳に記載はないということだった。ただ、石橋茂記という名が過去帳に見られ、慶応四年（正しくは明治元年）十一月廿五日湯辺田に於て死亡、三十四歳となっているとのことである。果してこの石橋茂記が石橋茂と同一人物なのか、あるいは異なった人物なのかは不明である。戸籍では石橋友吉の父は石橋茂となっている。

なお、忍月あるいは養元の墓は八女市大字本町二八五番地の三にある無量寺院の墓地にあり、前記の山本健吉氏の記す意仙が丘の墓地とは異なるようである。あるいは、無量寺院を菩提寺にしたのは、分家した養元からで、石橋家の菩提寺は他にあったと考えられないこともない。

忍月の母、フクに関しては④あたりから記載されるようになったらしい。④は「ふく」とひらかな書きにしているが、戸籍名は「フク」とかたかなになっている。もっとも、戸籍上では忍月の母は「未詳」となっており、フクは「正蔵妻」ということになっている。⑥では「忍月のこの文によって、推測できることがある。摂心院なる人がそのとき石橋家の跡を継いだということは、三人の子のある嫂ふくをそのときめあわせられたということである」と書かれているが、たしかに戸籍上フクは正蔵の妻になっているのである。除籍謄本によれば、フクは「天保十年十二月十四日生」で「安政三

年二月廿七日」に石橋家に入籍となっている。数え年で十八歳である。この時、「弘化三年七月十日生」の正蔵は数え年十一歳ということになる。安政三年はフクが茂に嫁いだ時であったのだろう。茂が慶応元年に死去したとすれば、その時フクは数え年二十七歳、正蔵二十歳である。慶応四年とすればフク三十歳、正蔵二十三歳という計算になる。

なお⑦⑧では、明治四十年の項に「この年、生母フクを祝う」と記されているが、フクが戸籍通り天保十年生まれだとすれば、明治40年には数え年六十九歳で、古稀には達していないことになる。

次に除籍謄本の矛盾点について取り上げてみよう。養元は意仙の三男であるが、「弘化二年一月十一日生」で「明治元年一月十一日（中略）亡石橋意仙三男分家ス」となっている。分家した年月と誕生日が一致している点に少々作為が感じられなくもないが、問題は忍月が養元の「養嗣子」となっていることであり、「慶応二年月日不詳（中略）石橋茂三男入籍ス」と記録されていることである。養元が「亡石橋意仙三男」と記されているのに対し、忍月は「石橋茂三男」と記され、石橋茂に「亡」が抜けている。それはともかくこの分家の年月が正しいとすれば、分家以前に、養子ならわからないでもないが養嗣子を迎えるということはおかしい。また、茂のあとをつぐのが、三男が居りながら四男がつぐということも多少不自然と言えるであろう。（もっとも、養元が既婚者であれば事情はかわって来るが。）いずれにしても、この戸籍上の矛盾は、戸籍の記録

を信用する限り解決できない。⑦や⑧では、慶応二年の項に「意仙の三男で分家した養元の養子となる」としている。

⑦および⑧の明治四年の項には「五月十三日、養元とその後妻スエ（安政六年三月生）との間に、義妹ミシ誕生。幼年時代湯辺田村から黒木町の学校へ通った」と記されている。後妻スエが安政六年生まれであるとすれば、明治四年でやると数え年十三歳（満十二歳）であり、満十一歳で妊娠したことになり、きわめて不自然である。ましてこの年養元は数え年二十七歳になっているのである。これはどうやら⑦の編者の勘ちがいのようである。^(注13)無量寿院の墓碑および過去帳によれば、明治十八年六月一日養元の妻富士野^(注14)が死去しており、従ってミシの母は当然富士野だったわけである。除籍謄本にもスエは「明治二十六年四月十九日」入籍となっている。^(注15)スエも再婚で、ナカ（明治十九年六月十八日生）という連れ子があつた。^(注16)山本健吉氏は⑤で「養元にはみつえという娘があつた。養元はみつえをめあわすつもりで、忍月を養子に迎えたのだろうか。（中略）私は、忍月がみつえをきらったので、やむを得ず、みつえを嫁に出したと聞いたように思う。（中略）母は私たちに、めぼしい親戚の人たちに年賀ハガキを書かせたが、その中にならず、北海道夕張郡にいる坂本みつえ宛のが一枚あつた。（中略）私はついに、みつえ叔母には、生前一度も会うことがなかつた」と書いている。除籍謄本によればミシは「長女」ということになっている。山本氏の記す養元の娘は、このミシなのだろうか。しかしそれではつじつ

まのあわない点も出て来る山本氏の述べるように「養元はみつえをめあわすつもりで忍月を養子に迎えた」とすれば、忍月が慶応二年に養元の養子になったという記録をもとにすると、みつえなる娘は忍月とはほ同年令か、あるいは年上でなければならぬことになる。

⑦⑧の記述の後半「幼年時代湯辺田村から黒木町の学校へ通った」というのも、よくわからない。忍月が養元の養子であり、養元が福島に住んでいたのなら、忍月がなにも湯辺田村にいなければならぬ必然性はない。福島は「湯辺田のような田舎ではない」（⑤による）のである。学校へ通うにしても、福島の方が便利ではなかつたか。とすれば、戸籍の記載にもかかわらず、実際に忍月が養元の養子になつたのは、もつと後のことではなかつたかという推定もできるのではないか。そうすれば、ミシがみつえと同一人物であるという可能性も出て来る。しかし何等の裏づけもないが、忍月が西園寺公成の養女アキと結婚したのは、除籍謄本によれば「明治廿五年四月廿二日（中略）入籍ス」ということになる。^(注17)この時、忍月は数え年二十八歳、ミシは二十二歳となっている。ミシは同じ明治廿五年九月廿六日に蒲池敬太郎に嫁し、廿八年二月廿一日離別復籍している。^(注18)山本氏の記述と、この忍月およびミシの相つぐ結婚、そして忍月の離婚と何らかの関連があるのではなからうか。

少年時代の忍月は、久留米の江崎濟（号、巽谷）の漢学塾に学んだという。（④⑤⑦⑧いずれも記載）また明治十五年に上京し、山

田莫南の家の書生をしたともいう。(④⑤⑦⑧)しかし、そこで何をどのように学んだのかは具体的にはわからない。「舞姫」を論じた忍月の論に対し、小堀桂一郎氏は「このような作品の読み方は忍月のいったいどのような教養に由来するものであらう」と、訝っているが、まさに後年の忍月の評論家としての活躍を考える上で、幼少年期の学習や読書についての説明が必要であらう。

④では「養父からの送金が少いため、原稿を書いて小遣いかせぎをした」とあり、⑤では「母が私に、『お父さんは月四円しか祖父さんに送って貰えなかったので、学資かせぎに、原稿を書きなさい』と言ったことがある。(中略)養元がそれだけの仕送りしかできなかつたとは、ちょっと考えられない。むしろ男子一たび郷関を出ては、石にかじりついてでも、自力で苦しんで志を貫けという、きびしい考えがあったのだらう」と書かれている。これは忍月自身の書いたもので裏付けることができる。「^(注20)『新捨小舟』第七回に江沢の感想のような形で「何事も身に不自由が在ツちや所詮行れない近い例しが自己が昨年車代もなく衣服もなくし穢い古単衣一枚着てゐる時原稿を本屋に売ふと思つても自身出駕する訳にも行かず自分が行きや平凡書生と思ひやがって買し身装で書いた物の意匠まで悪いと思はれるハ、こりや別物だ、だがほんとに社会の事は身に不自由があつては何事も貧の爲めに制されて村上の様になる村上の父も教育法を知らない人だ親の義務を尽さない人だなんでも苦しまなくツちや上達しない、だから学資を送らなすに十分辛い目に逢せるツてこんな親爺が多いから困ツちまうよ」と述べさせている

が、引用の後半の部分はまさに忍月自身の経験であり、感想であつたと考えるのではなからうか。

次に忍月が『女学雑誌』第102、103号に連載した小説「都鳥」^(注21)について。これは『女学雑誌』第108号(明21・5・5)に

○都鳥 第四回 石橋忍月

右引つゞき相掲ぐべき処ろ忍月義此頃病中にて筆を執りがたく止を得ず本号には相載せ不申候。

と断わり書きが載せられ、以後忍月が主要な発表舞台を『国民之友』に移したためか、この続きは、『女学雑誌』に掲載されなかつた。それゆえ、従来の忍月研究では、たとえば④は、「病気のために中絶して完成に至らなかつた」と書き、⑦は「同月(三月)から四月にかけて『都鳥』(六回)を『女学雑誌』に連載」^(注23)とだけ記している。⑧では「同月(三月)より四月にかけて五回にわたり『都鳥』を『女学雑誌』に連載。五月、病気のため『都鳥』を中絶するとの一文を『女学雑誌』に掲載する」と記している。しかし正確には④の「中絶して完成に至らなかつた」というのはまちがいで、実は「都鳥」はのちに単行本として出版した「お八重」(明22・4金港堂)の「第一回」から「第三回」にそのまま使用されている。つまり「都鳥」は「お八重」と改題の上、完成したと見るべきであらう。

忍月は明治三十年十一月下旬上京している。^(注24)⑤によれば「落着いたのは京橋区北横町である。通四丁目の春陽堂はここから近かつ

た。忍月は弁護士のかたわら、露伴のあとを引きついで『新小説』の編集をやった」と記されている。④では「上京後、元田肇の法律事務所勤め法曹業務の傍ら『新小説』の編集に従事した」となっている。⑦⑧では上京後が「京橋区榎町で弁護士を開業」としている。⑤と⑦⑧では少々くいちがっているし、④と⑤⑦⑧でもくいちがっているようである。それぞれがどのような資料に基づいているのであろうか。『新小説』第三年第五卷（臨時増刊 明31・4・20）の広告欄に

誠意忠実を以て民事、商事、刑事、行政の訴訟代理弁護及び鑑定の依頼に応ず

当選訴訟及選挙法違反等の件は特別の便法を以て取扱ふ

法学士 石橋友吉

東京市京橋区銀座壱丁目廿一番地（電話本局 三六一番）

という広告が掲載されている。明治三十年十一月とあまり時間的な隔りはないようであるが、この頃には銀座に事務所を持ったのであるか。

忍月の文学的教養の基礎になっている、レツシングやアリストテレスに関する知識が、『独逸戯曲大意』に拠るものであることを明らかにしたのは源五郎氏である。紙幅の都合もあってか、源氏は類似の部分のすべてをつき合わせてはいないようである。そのため

か、吉田精一氏は「この書が彼の種本の唯一のものだったわけではないことは、この著の刊行される前にすでにアリストテレスの『詩学』を踏まえた評論が一、二見えていることでも明らかである」と述べている。^(注29)しかし、『独逸戯曲大意』が刊行されるまでの忍月の評論は「妹と脊鏡を読む」「浮雲の褒貶」の二篇にすぎない。これら二篇は、アリストテレスの影響より、むしろ『小説神髓』や有賀長雄『文学論』の影響が大きい。『浮雲第二篇の褒貶』において「シルレル氏の戯曲ハクレッフ、ブレックの名優を待つて初めて光彩を増す」という記述をしていることなど、『^(注30)独逸戯曲大意』第十一回の「シルレル氏ノ作、妙ハ則チ妙ナリ然レドモ彼ノクレッフ、ブレックノ如キ絶代ノ名優アリテ之レヲ演シタルカ為メ一層ノ光輝ヲ加ヘタルハ吾人ノ疑ヲ容レサル所ナリ」を利用していることは明らかで、敏感に種本を反映していることからどうもやはりアリストテレスやレツシングの受容は『独逸戯曲大意』からであると言った方がよさそうである。

最後に、忍月の専門である法学関係の著述についてであるが④⑧では「離婚法に就いて所感を陳ぶ」（『^(注31)女学雑誌』第10号 明21・5・12）が②④⑦⑧では「^(注32)国会の違法決議（府県制第十九条の誤解）」（『^(注33)北国新聞』明26・11・19）が挙げられている。それでは忍月の法律関係の著述はこれだけなのであろうか。^(注26)

大阪府立図書館に『民法親族篇通解』という法学関係の単行本が所蔵されている。明治31年発行。発行所は春陽堂。小型本。著者が石橋友吉となっている。出版社から考えても、刊行時期から考えて

も忍月の著述と思える。なお、もう少しこれが忍月の著作であるということを裏付ける資料を探して確認したいと思うが、今回は間にあわなかった。

以上、最初に記したように、調査途上に判明したことの一部を報告するに過ぎない。未調査の部分があまりにも多すぎるのである。

いづれ調査が進み次第、報告してゆきたいと思っている。今回の調査に関しては、忍月の菩提寺である八女市福島町の無量寺院の住職三浦長栄氏、桜美林大学助教授枳尾武氏、八女市役所市民課、福岡県八女郡黒木町役場戸籍係の方々のお世話になった。ここに記して深謝の意を表する次第である。

註

- 1 ここに挙げた文献のほかにも、むろん忍月の伝記資料はいくつかある。たとえば谷沢永一氏は、「石橋忍月の文学意識」(『明治期の文芸評論』所収)の冒頭に、その主なものを挙げている。
- 2 ⑤と⑥とは、のち『漱石 啄木 露伴』(昭47・10文芸春秋)に「附録」として収載され、⑤には初出のない「附記」が附され「わが家の明治百年」と、題がちよっとかえられている。以後⑤⑥を引用する場合はこれに拠る。山本健吉氏には、他に「内務省時代の忍月」(講談社「日本現代文学全集」第八卷月報 昭42・11)もある。

⑧は概ね⑦を受けついでおり、⑦のまちがいても、何の疑問ももたずそのままになっている。参考文献欄の筆者名のミスプリント(谷沢永一氏の「永」が「栄」になっている)までそのままである。もっとも、④の「資料年表」に出て来る、高橋五郎の「批評―露子姫」(『国民之友』)が「明2213」となっているのを、⑦はそのまま受けついでているのに、⑧は正しい「明二三・一・三」に訂正しているようなこともあるが。

3 鷗外のように、医学科予科に入学するため、文久二年生まれを万延元年生まれと詐称して規定の年令にあわせるというような事も可能であった。

4 養元の本籍は金沢移住前には「福岡県上妻郡福島町式番地式百拾六ノ壹」で、明治29年に金沢に移った時、「金沢市味噌蔵町下中丁八十七番地ノ一」へ移しており、さらに明治41年には、「福岡県八女郡福島町大字本町二番地ノ二百一」へ移している。忍月の除籍謄本の本籍もこの福島町になっている。

5 しかし、これには必ずしも資料的な裏付けはない。⑤では「福島は八女郡の中心的な町で、忍月の養父養元が住んでいたところであり、その原籍地でもあった」と書かれており、明治41年以後の資料がもとになっていたのではないかと思われる。また、「養元は医を勉強するために、福岡に出、蘭法を学び、さらに長崎に出て、オランダ人医師(ボンベカ)に就いた。もちろん、また幕府時代のことである。この地方で一番古く蘭方を学んだ医者だと、私には叔母にあたる養元の娘たちは、私に教えてくれた」と

- も書かれているが、養元の娘たちは、明治生まれであり、資料としてはやはり間接的なものと言えよう。
- 6 たゞし過去帳に記載されているのは、無量寺院において葬儀が執り行なわれた場合だけで、他寺において葬儀があった場合は、無量寺院の過去帳には記載されないことである。
- 7 ⑤の附記によれば、人吉市の大信寺の過去帳に、石橋正蔵が「無量寺院檀徒」と記されているようで、そうだとすればこの推定は成り立たない。(正蔵が人吉市に移住したため、従来の菩提寺との関係が跡絶え、そのため養元の菩提寺を正蔵も菩提寺としたと考えられなくもないが)無量寺院の過去帳には安政以後、石橋姓の人として、石橋近造の妹および娘、石橋養拙、石橋春耕、石橋貞蔵などという名が出て来るそうであるが、忍月一家と親族関係にあるのかどうか不明である。また、石橋意仙の妻(つまり忍月の祖母)ミスは明治23年には生存している(歿年未調査)が、無量寺院の過去帳にも、墓地にもその名は見られないようである。正蔵が扶養していたようなので、正蔵と同じく大信寺の過去帳に載っているのかもしれない。これは⑤の附記などと考え合わせれば、ミスの歿年が明治27年以前であればということになるが。
- 8 山本健吉氏は「私は茂、養元の二人兄弟だと思っていたら(中略)もう一人あったことを発見した」(⑤による)と書いている。正蔵の存在がわかって三人ということになったわけだが、戸籍上は養元は三男、正蔵は四男だから、もう一人次男がいる筈である。
- 9 正しくは慶応四年の筈である。改元されたのは、四月七日であるから。
- 10 注4でも触れたように、養元の除籍謄本は、金沢移住前のものと、明治41年以後のものとの二通が八女市役所に残っている。ここに引用したのは金沢移住前のものである。
- 11 明治41年以後の除籍謄本では、「統柄」の欄は単に「養子」となっている。ただし入籍の記録欄は「石橋茂三男養嗣子トシテ入籍」とある。
- 12 「亡」がないということは、必ずしも石橋茂がその当時生存していたとは限らないようである。現在でも「亡」が抜けることはよくあるという。もし、前記した無量寺院の過去帳所載の石橋茂記が石橋茂と同一人なら「亡」がないことは辻つまがあらう。
- 13 注2でも指摘したがこの点に関しても、フクノ古稀を祝った年令にしても⑦のミスを⑧は何の疑念も抱かず、そのまま受けついでるようである。
- 14 過去帳による。墓碑は一月六日となっているが、過去帳の記載は死亡順になっているとので、過去帳の方が正確だろうということがある。
- 15 過去帳では「福しの」となっている。
- 16 ナカは明治二十八年五月十四日死去している。(無量寺院の墓碑では仲子となっている。過去帳には記載がない。)
- 17 ④では二十五年三月としている。⑦は四月、⑧は三月としてい

- る。④付載の資料年表によれば四月六日発行の「読売新聞」に忍月の結婚を祝う紅葉や漣山人の記事が載ったようである。
- 18 金沢市における除籍謄本が未調査のため、このミシがその後どうなったか不明。明治41年以後の除籍謄本には、ミシの名は出て来ない。
- 19 「若き日の森鷗外」（東京大学出版会 昭44・10）
- 20 引用は「明治文学全集 23」（筑摩書房 昭46・8）所収の本文に拠る。ルビは省略した。
- 21 明治21・3・24～21・4・28 「第一回、是ぞ浮世の誠なる」（上）（下）、「第二回、晴失ふ親なし鳥」（上）（下）、「第三回、親なればこそ子なればこそ」（上）（下）
- 22 野村喬氏は「『女学雑誌』に『都鳥』といふ小説を執筆してゐたのだが、途中で病氣と称して善治の許を去り、七月には『藪鶯の細評』をもって『国民之友』の読者にまみゆることになった」（『国文学 解釈と教材の研究』第6巻11号昭36・8のうち「石橋忍月と内田不知庵」と記している。しかし、忍月はここで完全に『女学雑誌』と縁を切ったわけではなく、その後もいくつかの論を『女学雑誌』に発表している。野村氏は「忍月を今の言葉で言へばスカウトすることになった」などとも書いているが、果して蘇峰と忍月との間に、はっきりした約束（契約）とまではゆかなくとも）がかわされたのであろうか。
- 23 正確には六回である。
- 24 ②による。④によれば「十二月妻子と共に上京した」とある
- 25 ②の資料が正確なように思われる。
- 26 「離婚法に就いて所感を陳ぶ」は著者名が「忍月居士」となっており、「県会の違法決議」の方は、②によれば「法学士石橋友吉」となっているようである。
- 27 長崎時代の忍月については、未知の分野が多い。④の著作年表は長崎時代に関しては極めて不備である。⑦⑧では大正十四年八月に「法窓より巷頭へ」という題名が挙げられ、『長崎日日新聞』に第一信より第十七信にわたって発表されたことが記されている。どういふ内容なのか、筆者は未調査なのでわからない。
- 28 厳密には「所蔵されていた」というべきであろう。現在、紛失図書となっているようである。著者別カードはまだ残っているが、書名によるカードははずされてしまっている。分類記号は「4427」となっている。定価〇、三二円。明治36・11・23受入れと記載されている。筆者はかつてその存在を確認しているが、書誌的な記録をとっておかなかったため、どのようなものか記憶が曖昧である。なお、この書物は国会図書館には所蔵されていないとのことである。
- 29 「国文学 言語と文芸」第63号（昭44・3）所載「石橋忍月の評論活動と『独逸戯曲大意』」この論中で、源氏は忍月のドイツ文学の知識はウエルマルやケエニヒの『独逸文学史』によるものと推定している。
- 30 「石橋忍月」（『評論の系譜46』『国文学 解釈と鑑賞』第36巻4号昭46・4）